

○浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定について

(昭和46年12月22日
中央公害対策審議会答申)

浮遊粒子状物質に係る環境基準（以下単に「環境基準」という）は、人の健康の保護の見地から大気汚染防止の目標として別紙のように定めることが適当であると考える。

浮遊粒子状物質は、わが国における大気汚染の原因としていおう酸化物とならんで最も代表的な汚染物質であり、またこれによる大気汚染の人の健康への影響はもとより、清澄るべき大空を汚染させ、快適な生活環境を阻害するものとしてこれが対策の徹底は今や国民的要請である。

最近における浮遊粒子状物質による大気汚染は依然として高い状態にあり、しかも浮遊粒子状物質はそれ自体で有害であるばかりでなく、いおう酸化物その他の有害なガスと共に存することによってその影響を強めることができて知られており、また、比較的長期間大気中に滞留するものであるだけに、とくに国民の健康を保護する観点から憂慮されている。

このような状況にかんがみ、本環境基準については、可能な限りこれを設定するとともに、いずれの地域においても可能な限り最大限の努力を払って維持され、または達成されるべきであると考える。

本答申においては、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\text{ }\mu$ 以下のものが呼吸器に吸入されて人の健康に影響を及ぼすことから、この粒径に着目し、本環境基準を設定すべきこととした。しかし、本環境基準の対象としなかつた粒径 $10\text{ }\mu$ をこえる粒子状物質についても大気汚染防止対策のうえで十分配慮されるべきことはいうまでもない。

さらに、これらの粒子を含む粒子状物質による視程の障害、動植物被害、財産被害等生活環境に与える影響および浮遊粒子状物質として存在する金属その他の汚染物質による影響にも注目すべきであるので、今後これらの点をも考慮した環境基準の設定または必要な対策の実施に努めるべきである。

なお、本環境基準については、浮遊粒子状物質の人の健康に対する影響についての知見の進展、浮遊粒子状物質に係る測定技術の進歩等に照らして今後定期的に科学的な検討を加え、必要に応じて改訂されるべきものである。

別紙

浮遊粒子状物質に係る環境基準

第1 定義

「浮遊粒子状物質」とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $10\text{ }\mu$ （ミクロン）以下とのものをいう。

第2 環境基準値

環境基準は常に次の(1)および(2)の条件が維持されるものとする。

(1) 連続する24時間における1時間値の平均は 0.10 mg/m^3 以下であること。

(2) いずれの1時間値にあつても 0.20 mg/m^3 以下であること。

第3 測定方法

1 浮遊粒子状物質の測定は、標準粒子により所定の方法で校正された測定器を用いて行なうものとする。

2 測定点は、浮遊粒子状物質による大気汚染の状況を適確に把握しうると認められる地点に設け、採気口は原則として地上 $3\sim10\text{ m}$ の高さに置くものとする。

第4 環境基準の適用範囲

環境基準は、工業専用地域を除き、すべての地域に適用するものとする。

環境基準の設定に伴う課題について

環境基準を維持・達成するためには、以下の諸施策を強力に推進する必要がある。

1 発生源に対する規制の強化

大気汚染防止法等による固定発生源に対する排出規制措置を厳正かつ合理的に実施するとともに、とくに、都市部においては汚染の実態にかんがみ、移動発生源対策、地域暖冷房事業の促進を含む対策を総合的に実施する必要がある。

2 土地利用の適正化

排出規制の強化とあわせ、土地利用の適正化を積極的に推進すべきである。とくに産業立地の適正化、住宅と工場の分離による土地利用の純化、緩衝地区の設置、緑地の整備について十分配慮するものとする。

3 監視測定体制の整備

浮遊粒子状物質による大気汚染の状況を適確に測定評価し、適切な防止対策の実施およびその効果の判定に資するため、監視測定体制の整備を質的にも量的にも早急に促進する必要がある。

なお、これらの監視測定体制は常に適正に維持管理されるよう努めるべきである。

4 防除施設の設置の促進

集じん装置等の防除施設の設置を促進するため、とくに、中小企業に対し、税制、金融等各種の助成措置を十分配慮するものとする。また、 $10\text{ }\mu$ 以下の粒子状物質を効率的に除去しうる高性能防除施設等の開発、改良に努めるべきである。

さらに、生産工程、燃焼管理の改善および原燃料の選択についての技術指導にも努める必要がある。

5 調査研究の推進

浮遊粒子状物質および浮遊粒子状物質として存在する金属その他の汚染物質による人の健康および生活環境への影響に関する調査研究をさらに推進するばかりでなく、浮遊粒子状物質の測定方法、防除技術および集じんされた物質の利用方法の改良、開発にも一層努めるべきである。